

令和元年度 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに係るQ & Aについて

【教育内容等について】

問1 今回の見直しを行った理由如何。

問2 どのような見直し内容となっているのか（概要）。

問3 見直し後のカリキュラムの適用日はどのようになるのか。

問4 定められた適用日よりも前に、先行的に見直し後のカリキュラムによる授業を開始することは可能か。

問5 適用日前に入学した学生が、留年や休学により再度同じ年次をやり直す必要が生じた場合で、その年次の授業が見直し後のカリキュラムである場合は、どのような取扱とすればよいか。

問6 見直し前のカリキュラムに基づく科目を履修した者が、見直し後の社会福祉士養成施設への入学や、社会福祉士国家試験の受験の要件を満たすことは可能か。

問7 科目名や教育に含むべき事項等で使用している「相談援助」という表現を「ソーシャルワーク」に変更する理由如何。

問8 実習時間数を増加する理由如何。学生や教員の負担が増加するのではないか。

問9 実習要件を見直しする理由如何。

問10 「機能が異なる実習施設」とはどのような施設や事業所を指すのか。

問11 実習時間数が60時間増加したにも関わらず、実習指導の時間数が増加していない理由如何。

問14 「ソーシャルワーク実習（240時間）」はどのように実施するのか。

問15 実習の見直しにより、実習施設の確保が困難になるのではないか。

問16 実習に関して、定期的巡回指導に代えて大学等において学習する日を設定して指導した場合の時間数は、履修すべき実習時間に含まれるか。

問17 大学等における科目について、従来は、一部の科目は選択科目であったが、全ての科目を必修科目とした理由如何。

問18 現行のカリキュラムにおいては、社会福祉士と精神保健福祉士の演習における合同授業や合併授業は禁止されているが、新カリキュラムではどのようになるのか。

【届出関係について】

問19 今回の社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに伴い、既存の養成施設等は指定権者に対し、いつまでにどのような事務手続を行うことになるのか。

問20 既存の養成施設等については、特例的に「事前の変更届」の提出を求めることがあるが、法令上問題はないのか。また、「事前の変更届」を提出した後、あらためて施行令第4条第2項に基づく「事後の変更届」を求める必要はあるか。

問21 指定権者によって所管する養成施設等の数は異なるため、指定権者の裁量により「事前の変更届」の提出期限（変更する日の原則6ヶ月前）を早めることや遅くすることは可能か。また、施行令第4条第2項の規定どおり変更した日から1ヶ月以内の届出で問題ないと判断した場合、「事前の変更届」は不要とすることも可能か。

問22 養成施設等が「事前の変更届」の提出を拒否した場合、強制的に「事前の変更届」を提出させなければならないか。

問23 養成施設等が指定権者に提出する変更届に添付する書類については、学則や細則、授業概要（シラバス）等のうち、変更があるもののみを提出させ、変更のない書類については省略して差し支えないか。

問24 既存の授業内容で見直し後のカリキュラムの内容が読める場合は、既存の養

成施設等であっても変更届は不要という理解でよいか。

問25 既存施設から変更届、新規施設から申請書が提出された場合に、見直し後の教育内容の確認はどのように行えばよいか。

問26 現に学生の募集を停止中又は今後募集停止予定の養成施設等について、変更届を提出する必要はあるか。

問1 今回の見直しを行った理由如何。

(答)

1. 社会福祉士養成課程については、「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書。以下「報告書」という。）において、「地域共生社会の実現に向けて求められる、複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築に必要なソーシャルワークの機能を社会福祉士が担うために必要な実践能力を明らかにし、その能力を身につけることができるよう、社会福祉士の養成カリキュラム等の見直しを検討すべきである。」と指摘されている。
2. 今般、報告書の指摘及び平成19年度カリキュラム改正以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、教育内容を充実するとともに、ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力を習得できる内容となるよう、社会福祉士養成課程の教育内容等の見直しを行ったところである。

問2 どのような見直し内容となっているのか（概要）。

(答)

1. 社会福祉士養成課程の教育内容等の見直しの主な事項は以下のとおりであり、見直し後の科目全体で社会福祉士の養成が図られるものである。
参考：別添「見直し後の社会福祉士養成課程の全体像」

【養成カリキュラムの内容の充実】

- ①地域共生社会に関する科目として「地域福祉と包括的支援体制（60時間）」を創設する。
- ②ソーシャルワーク機能を学ぶ科目について、社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程で共通して学ぶべき内容（共通科目）と、社会福祉士として専門的に学ぶべき内容（専門科目）が明確になるよう再構築する。

相談援助の基盤と専門職	60時間	→	ソーシャルワークの基盤と専門職	30時間
			ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	30時間
相談援助の理論と方法	120時間	→	ソーシャルワークの理論と方法	60時間
			ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60時間
相談援助演習	150時間	→	ソーシャルワーク演習	30時間
			ソーシャルワーク演習（専門）	120時間

- ③司法領域に関する教育内容を見直し、従来の「更生保護（15時間）」から時間数を拡充し、精神保健福祉士との共通科目として「刑事司法と福祉（30時間）」を創設する。
- ④社会福祉士として求められる知識等を適切に学ぶために、大学等における従来の選択科目制度を廃止し、すべての科目の履修を必修化する。

【実習及び演習の充実】

- ⑤地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶことができるよう、実習の時間数を180時間から240時間に拡充し、2以上の実習施設で実習を行う。
- ⑥福祉の専門職である介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者（履修中の者を含む）が社会福祉士の養成課程において実習を行う場合、60時間を上限に実習を免除するとともに、精神保健福祉士の資格を有する者は、「ソーシャルワーク演習（30時間）」の履修を免除する。

【実習施設の範囲の見直し】

- ⑦実習を行う施設等について、相談援助業務の実務経験として認められる施設等と同等にするとともに、新たに基幹相談支援センターや子ども家庭総合支援拠点、地域若者サポートステーション等を加え、地域における多様な福祉ニーズを学べるよう実習施設の範囲を拡充する。

【共通科目の拡充】

- ⑧社会福祉士と精神保健福祉士の両資格を取得することを希望する者の負担を軽減するため、共通科目を、現行の11科目420時間から、13科目510時間に拡充する。

問3 見直し後のカリキュラムの適用日はどのようになるのか。

(答)

1. 令和6年度に実施する第37回社会福祉士国家試験（令和7年2月実施見込み）から、見直し後の新たな教育内容に基づく試験問題が出題される予定であるため、社会福祉士養成施設及び福祉系大学等（以下「養成施設等」という。）の修業年限に応じて、令和3年度から順次履修を開始することとなる。
2. 具体的には、
 - ① 修業年限が3年を超える養成施設等（指定科目を履修する修業年限4年の福祉系大学等）は、令和3年度入学者から適用

- ② 修業年限が2年を超える3年以下の養成施設等は、令和4年度入学者から適用
③ 修業年限が1年を超える2年以下の養成施設等は、令和5年度入学者から適用
④ 修業年限が1年以下の養成施設等は、令和6年度入学者から適用
となる。
3. また、指定科目を履修する福祉系短大等については、卒業後の一定期間の実務経験が受験要件となるため、令和3年度入学者から適用となる。
・修業年限3年の場合：令和5年度卒業+実務経験1年
・修業年限2年の場合：令和4年度卒業+実務経験2年
4. なお、基礎科目を履修する福祉系大学等についても、令和3年度入学者から適用となるが、卒業後、社会福祉士短期養成施設等において修業する必要があることから、国家試験の受験は令和7年度以降となる。

問4 定められた適用日よりも前に、先行的に見直し後のカリキュラムによる授業を開始することは可能か。

(答)

1. 適用日は、養成施設等の関係者や入学希望者等に対する周知・準備期間を十分に確保することを考慮して設定したものである。また、適用日よりも前に、見直し後の教育内容で授業を行う場合、国家試験の内容との乖離が生じ、学生が混乱する要因となるため、先行的に見直し後のカリキュラムを適用することは適当ではない。
2. なお、見直し前のカリキュラムに含まれる範囲で、見直し後のカリキュラムに相当する内容の授業を行うことは差し支えない。

問5 適用日前に入学した学生が、留年や休学により再度同じ年次をやり直す必要が生じた場合で、その年次の授業が見直し後のカリキュラムである場合は、どのような取扱とすればよいか。

(答)

1. 適用日前に入学した学生が、留年や休学等の事情のため、見直し後のカリキュラムの授業を受けることになった場合は、当該授業を本来修得すべきであった見直し前のカリキュラムとして履修認定しなければならないため、あらかじめ、これらに関するルールを学則等において定めておく必要がある。

問6 見直し前のカリキュラムに基づく科目を履修した者が、見直し後の社会福祉士養成施設への入学や、社会福祉士国家試験の受験の要件を満たすことは可能か。

(答)

1. 福祉系大学等において見直し前のカリキュラムに基づく基礎科目を履修した者については、適用日以降、見直し後のカリキュラムに基づく社会福祉士短期養成施設への入学の要件を満たすものとする。
2. また、見直し前のカリキュラムに基づく科目を履修して卒業した者や、見直し前後のカリキュラムに基づく科目を履修して卒業した者については、令和6年度以降に実施する社会福祉士国家試験の受験の要件を満たすものとする。

問7 科目名や教育に含むべき事項等で使用している「相談援助」という表現を「ソーシャルワーク」に変更する理由如何。

(答)

1. 現在、科目名として「相談援助」を使用する場合、科目を読み替えする場合の表現として「ソーシャルワーク」を使用しており、社会福祉士を養成している教育現場等においても、広く「ソーシャルワーク」という表現が使用されていると認識している。
2. また、報告書においても「相談援助」に代えて「ソーシャルワーク」という表現を用いて、今後の社会福祉士のあり方等を提言していることから、今回の見直しにおいて、科目の名称に「ソーシャルワーク」という表現を用いることとした。
3. なお、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第1項に規定する社会福祉士の業を総称する「相談援助」については、従前のとおりである。

**問8 実習時間数を増加する理由如何。学生や教員の負担が増加するのではない
か。**

(答)

1. 実習に関しては、報告書の提言を踏まえ、地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶことができるよう、今回の見直しにおいて、実習の教育内容を見直すとともに、実習時間数を180時間から240時間に拡充することとした。
2. 一方で、現行の一般養成施設の総時間数である1200時間を超えないよう、科目全体で調整を行うことで講義時間数を縮減し、学生や教員の負担が大幅に増加しないよう、配慮したものである。
3. なお、今回拡充される60時間の実習については、多くの養成施設等において1日の実習時間数を7.5時間としている現状を鑑みると、実日数にして8日、期間にして2週間程度の増加になると見込んでいる。

問9 実習要件を見直しする理由如何。

(答)

1. 現行の実習を行う場合の要件の一つとして、「相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において120時間以上を行うことを基本とすること」と定めているところである。
2. 今回の見直しでは、単に実習時間数を拡充するだけでなく、
 - ①地域における多様な福祉ニーズ等の実態を複数の実習施設において学ぶことができるよう 「機能が異なる2以上の実習施設で行うこと」、
 - ②ソーシャルワークの一連の過程や総合的かつ包括的な支援の実態を十分な期間を確保して学ぶができるよう 「1の実習施設において180時間以上の実習を基本とすること」を実習要件とすることとしている。

問10 「機能が異なる実習施設」とはどのような施設や事業所を指すのか。

(答)

1. 「機能が異なる実習施設」とは、
 - ① 「病院と身体障害者福祉センター」、「社会福祉協議会と救護施設」のように、異なるサービスを提供している施設や事業所
 - ② 「認知症グループホームと障害者グループホーム」のように、異なる対象に対してサービスを提供している施設や事業所

③ 「特別養護老人ホームと地域包括支援センター」、「児童養護施設と児童相談所」のように、主たる対象が同じであっても、提供するサービス内容や地域の中で果たす機能が異なる施設や事業所を指すものとする。

2. なお、同一法人が運営する施設や事業所であっても差し支えないものとする。

問11 実習時間数が60時間増加したにも関わらず、実習指導の時間数が増加していない理由如何。

(答)

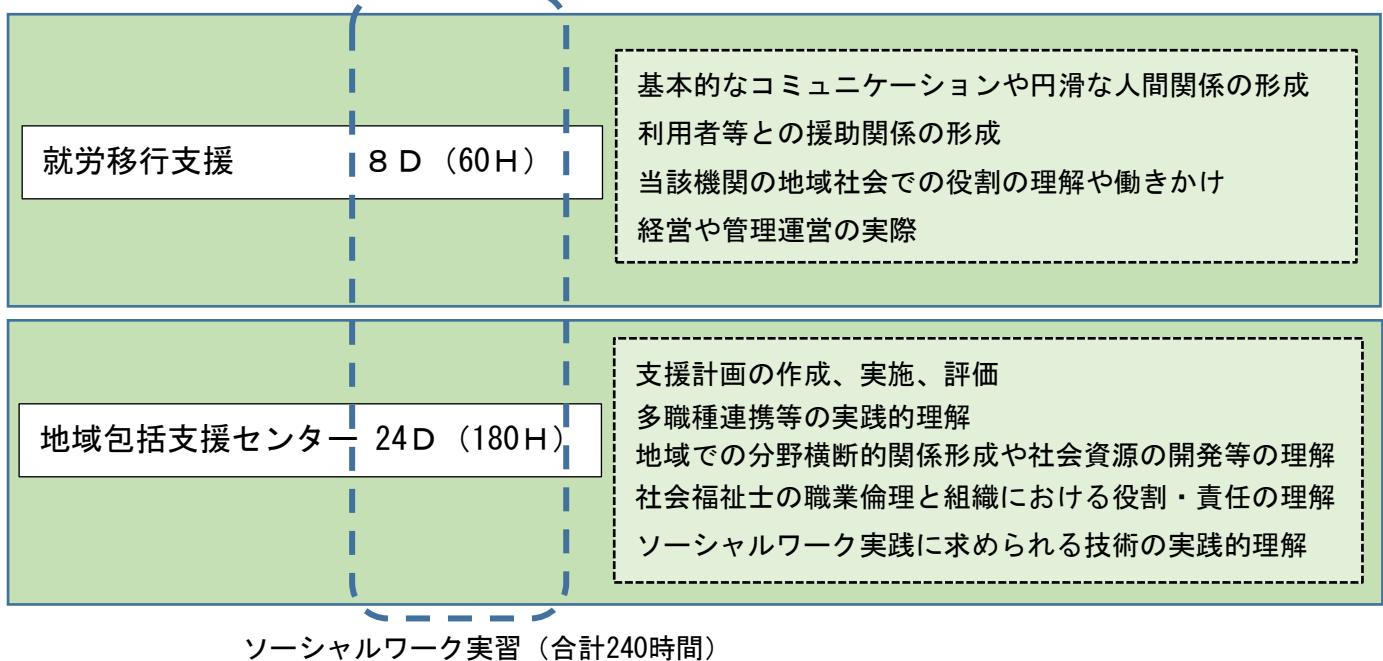
1. 現行の実習については「1の実習施設において120時間以上行うことを基本とすること」が要件となっていることから、2以上の実習施設において実習することが前提となっており、実習指導についても同様である。
2. 今回の見直しで、実習時間数は60時間増加しているが、2以上の実習施設において実習する前提に変更はないことから、実習指導の時間数は現行どおりとしている。

問14 「ソーシャルワーク実習（240時間）」はどのように実施するのか。

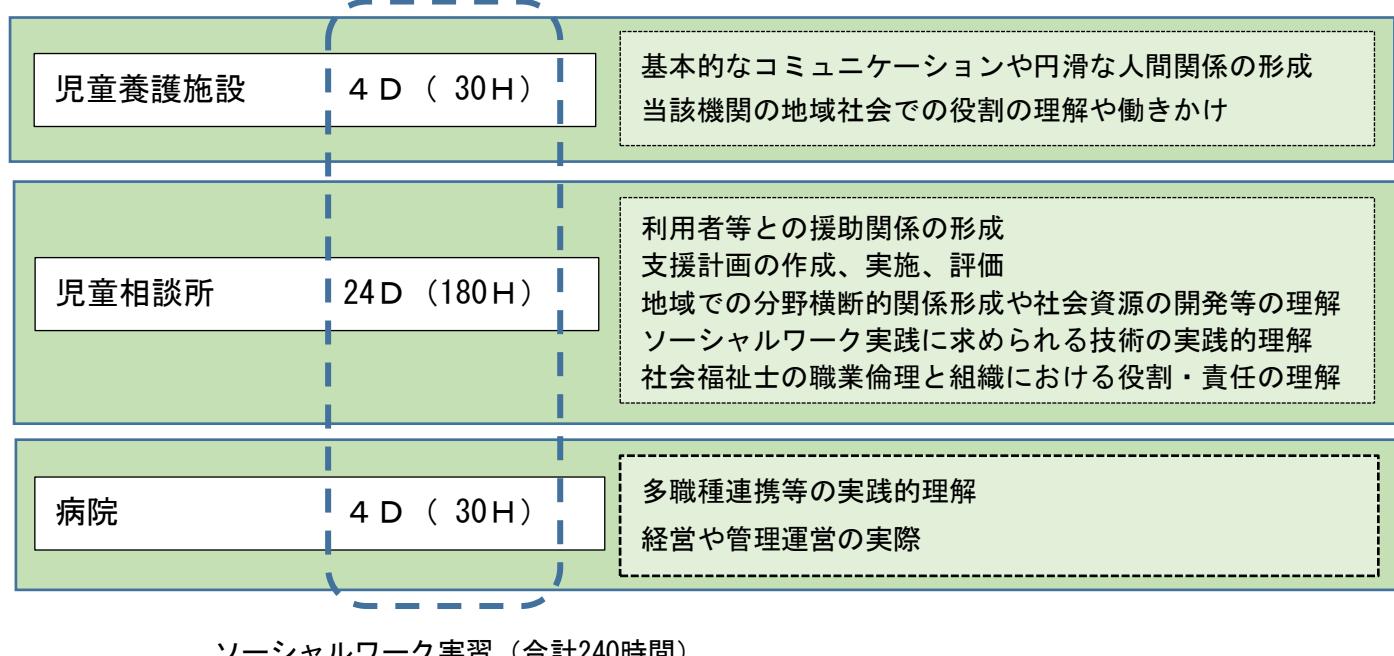
(答)

1. 以下のような実施例が想定される。

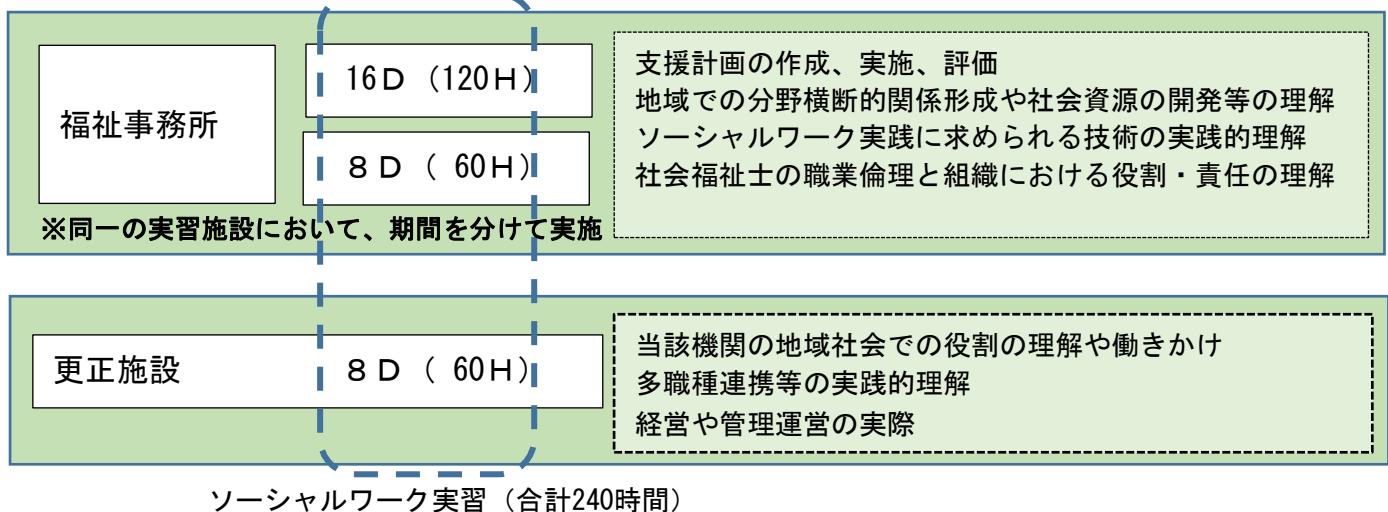
実施例 1 施設・事業所の機能が異なる（対象が異なる）実習の例



実施例 2 主たる対象は同じであるが、施設・事業所の機能が異なる実習の例

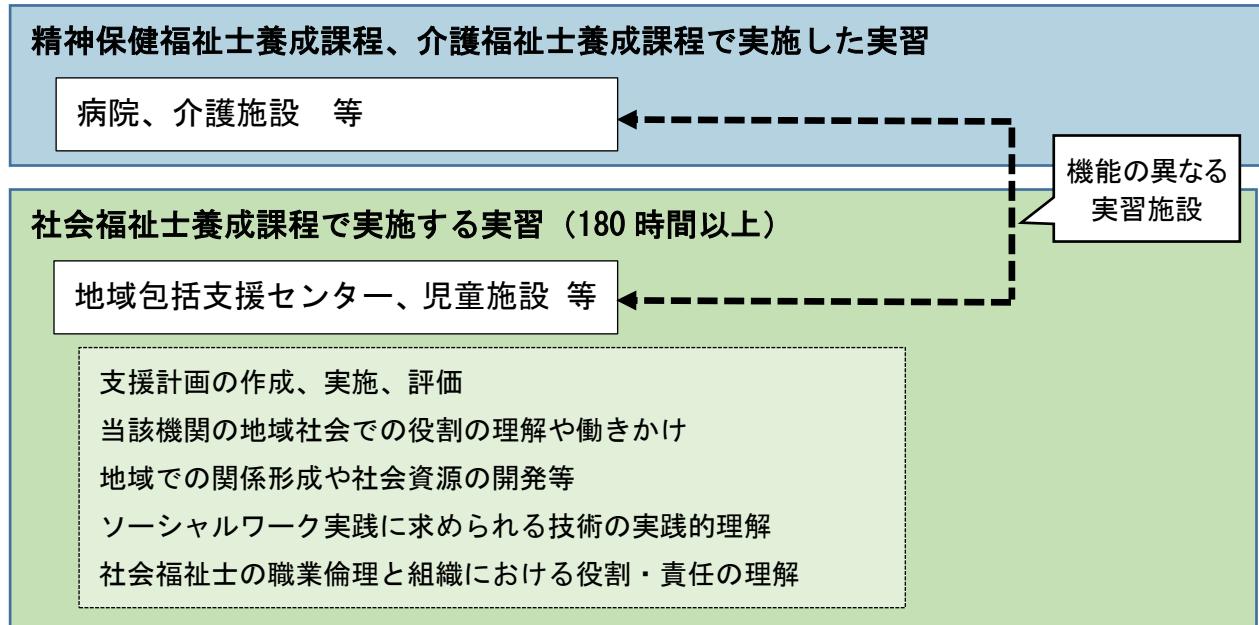


実施例3 ひとつの施設・事業所において、実習期間を二つに分けて行う実習の例



実施例4 実習時間の免除を行う場合の例

※精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」及び介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者については、「ソーシャルワーク実習（240時間）」のうち60時間を上限として免除可能とするが、この場合も、機能の異なる実習施設において180時間以上の実習を行うこと。



問15 実習の見直しにより、実習施設の確保が困難になるのではないか。

(答)

1. 今回の見直しにおいては、実習施設の範囲を相談援助業務の実務経験として認められる施設等と同等にすることに加えて、基幹相談支援センターや子ども家庭総合支援拠点等を新たに実習施設の範囲に加えることとしており、実習施設の確保が図られるものと考えている。

問16 実習に関して、定期的巡回指導に代えて大学等において学習する日を設定して指導した場合の時間数は、履修すべき実習時間に含まれるか。

(答)

1. 実習時間数は、①実習施設において、②実習計画に基づき、③実習指導者によって、行われる指導等が該当するものである。よって、実習期間中に大学等で行われる指導時間は実習時間には含まれず、「ソーシャルワーク実習指導」の時間数に含まれるものである。

問17 大学等における科目について、従来は、一部の科目は選択科目であったが、全ての科目を必修科目とした理由如何。

(答)

1. 現行の規定では、大学等においては、一部の科目は選択科目であり、3科目のうち1科目を履修することとなっており、これらの科目については、大学の裁量により必修とするカリキュラムを編成することを可能としている。

(現行の選択科目の仕組み)

「人体の構造と機能及び疾病」	
「心理学理論と心理的支援」	のうちの1科目
「社会理論と社会システム」	
「権利擁護と成年後見制度」	
「更生保護制度」	のうちの1科目
「就労支援サービス」	

2. 今回の見直しでは、社会福祉士が多様化・複雑化した福祉的課題に対応するために必要となる知識等を適切に学ぶ観点から、全ての科目の履修を必修化したと

ころである。

問18 現行のカリキュラムにおいては、社会福祉士と精神保健福祉士の演習における合同授業や合併授業は禁止されているが、新カリキュラムではどのようになるのか。

(答)

1. 従来、実習演習科目については、原則として合同授業又は合併授業を行わないこととしていた。
2. 今回の見直しにおいては、「ソーシャルワーク演習」を社会福祉士養成課程と精神保健福祉士養成課程の共通科目としたことから、社会福祉士と精神保健福祉士における当該科目の合同授業や合併授業を行うことを可能なものとしている。ただし、この場合においても、当該授業を受講する生徒の上限は20名とする必要がある。

問19 今回の社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに伴い、既存の養成施設等は指定権者に対し、いつまでにどのような事務手続を行うことになるのか。

(答)

1. 既存の養成施設等が教育内容等の見直しを行った場合には、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）（以下「施行令」という。）第4条第2項に基づき、変更のあった日から1ヶ月以内に指定権者に届け出ことになっている。
2. しかし、今回の社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しにあたっては、科目の再構成による新たな科目の創設や科目別の教育内容のねらい及び教育に含むべき事項の見直しを行っていることから、指定権者において養成施設等の授業概要（シラバス）等の確認を適切に行う必要性を考慮し、特例的に、変更する日の原則6ヶ月前までに「事前の変更届」を提出するよう、養成施設等に求められたい。その際、当該期間を超過する場合であっても、書類の差し替え等によりできる限り弾力的に対応するよう、ご配慮願いたい。

問20 既存の養成施設等については、特例的に「事前の変更届」の提出を求めるとのことであるが、法令上問題はないのか。また、「事前の変更届」を提出した後、あらためて施行令第4条第2項に基づく「事後の変更届」を求める必要はあるか。

(答)

1. 今回の社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに伴い、既存の養成施設等においては授業概要（シラバス）等の点検や見直しを行う必要があり、その結果、多くの養成施設等から変更届の提出が見込まれるが、施行令第4条第2項に基づく通常の取扱い（事後の変更届）で対応した場合、変更届の提出が特定の時期に集中し、指定権者が行う内容確認に遅れが生じることが想定される。
2. 仮に、変更届の内容に不備があり、かつ、内容確認が遅れた場合には、養成施設等における適正な学習に影響が生じる可能性があることから、施行令第4条第2項の特例的な取扱いとして、「事前の変更届」を提出するよう求めることとしている。
3. なお、「事前の変更届」を提出した場合（必要に応じて補正を行った場合を含む）は、当該変更届を「事後の変更届」とみなして差し支えないこととする。

問21 指定権者によって所管する養成施設等の数は異なるため、指定権者の裁量により「事前の変更届」の提出期限（変更する日の原則6ヶ月前）を早めることや遅くすることは可能か。また、施行令第4条第2項の規定どおり変更した日から1ヶ月以内の届出で問題ないと判断した場合、「事前の変更届」は不要とすることも可能か。

(答)

1. 所管する養成施設等の数及び養成施設等における授業概要（シラバス）等の点検状況を踏まえ、各指定権者において判断して差し支えない。

問22 養成施設等が「事前の変更届」の提出を拒否した場合、強制的に「事前の変更届」を提出させなければならないか。

(答)

1. 「事前の変更届」の提出は、特例的な取扱いとして示すものであるが、ご指摘の場合や何らかの理由により「事前の変更届」の提出が困難な場合は、必ずしも

「事前の変更届」の提出を求めなくてもよい。

2. ただし、変更のあった日から1ヶ月以内に多くの養成施設等から変更届の提出が集中しないよう、また、提出された変更届の内容に不備がある場合は、施行令第6条第2項や第7条に基づき必要な指示や指定の取り消しを行う必要があるため、養成施設等の理解を得つつ、できる限り「事前の変更届」の提出を求めることが望ましい。

問23 養成施設等が指定権者に提出する変更届に添付する書類については、学則や細則、授業概要（シラバス）等のうち、変更があるもののみを提出させ、変更のない書類については省略して差し支えないか。

（答）

1. お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問24 既存の授業内容で見直し後のカリキュラムの内容が読める場合は、既存の養成施設等であっても変更届は不要という理解でよいか。

（答）

1. お見込みのとおり。ただし、例えば、学則に変更はない場合であっても、見直し後の教育に含むべき事項に即して授業概要（シラバス）を変更する場合は、教育に含むべき事項に該当する箇所に下線を引いた授業概要（シラバス）を提出する必要がある。

問25 既存施設から変更届、新規施設から申請書が提出された場合に、見直し後の教育内容の確認はどのように行えばよいか。

（答）

1. 例えば、科目ごとの「教育に含むべき事項」に定めている語句が含まれていればよい（主旨や内容が同様又は含まれていると判断できれば、指針通知上の記載と一言一句同じでなくともよい）。
2. なお、科目ごとの「ねらい」については、事前の変更届等で全て確認することは困難であると考えられることから、当該部分の確認は不要とする。ただし、実際に授業を行う際には留意点に掲げる内容を全て含んだものでなければならぬ

い。

問26 現に学生の募集を停止中又は今後募集停止予定の養成施設等について、変更届を提出する必要はあるか。

(答)

1. 募集の停止に伴い見直し後のカリキュラムの適用を受ける学生が生じない場合は、見直し後のカリキュラムの施行にあわせて変更届を提出する必要はない。なお、募集を再開する場合には変更届を提出する必要がある。